

公共放送ワーキンググループ（第12回） 議事要旨

1 日時

令和5年8月10日（木）16時00分～18時45分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

三友主査、山本主査代理、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、曾我部構成員、
瀧構成員、長田構成員、林構成員

(2) オブザーバー・出席者

日本放送協会、（一社）日本民間放送連盟、

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会（今城委員長、堀副委員長、高野委員、梅谷委員）

(3) 総務省

竹内総務審議官、小笠原情報流通行政局長、山崎大臣官房審議官、
金澤情報流通行政局総務課長、飯倉同局放送政策課長、岸同課室長

4 議事要旨

(1) 日本民間放送連盟からの説明

（一社）日本民間放送連盟 堀木専務理事から、資料12-2に基づき、説明が行われた。

(2) 日本新聞協会メディア開発委員会からの説明

（一社）日本新聞協会メディア開発委員会 今城委員長から、資料12-3に基づき、説明が行われ
た。

(3) 事務局説明

事務局から、資料12-1に基づき、「(2) NHKのインターネット活用業務の在り方」の①について
説明が行われた。

(4) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【宍戸構成員】

この8ページにお書きいただいたことに賛成でございますが、1点、事務局に御質問と、その裏返しなのですが、意見を申し上げたいと思います。

今、岸室長から御説明ありました衛星放送について、放送番組の同時・見逃し配信をどう考えるかに関してです。先に意見の方から申し上げますと、私自身は、地上波テレビ放送のみならず衛星放送についても同時・見逃しをNHKの必須業務とするのが、今後適切でないかと考えておりますが、同時に、これはNHKだけでなく衛星放送の在り方全体、また、付加受信料制度にも関わる問題ですので、今この場では、まずは地上波テレビ放送について同時・見逃し配信を必須業務化するという点についてコンセンサスが取れたことをいうものとして、賛成をするつもりでございます。

事務局への御質問は、ここは、衛星放送の同時・見逃し配信を排除するという意味でこの場でコンセンサスが取れたということではなく、まだオープンといいますか、今後の検討の中で、あるいは将来的な検討の中で当然出てき得る論点ではあるけれども、今この時点でのワーキンググループのコンセンサスとしては、少なくとも地上波テレビ放送については同時・見逃し配信は必須業務とするという御趣旨ですかということを質問させていただければと思います。

【岸放送政策課室長】

衛星放送あるいはそのほか、NHKオンデマンドあるいは国際放送、これを必須業務として位置付けていくべきかどうかについては、現時点では、引き続き議論を進めていくべき課題と認識をしているところでございます。

【大谷構成員】

この論点について少しは関係すると思いますので、冒頭で御発言いただいている民放連、新聞協会様からの御意見について確認をさせていただきたいと思います。

これまで毎回のように、民放連様、それから新聞協会様、オブザーバー参加していただき、それぞれに意見を述べていただいたこともあって検討内容を深めるということができましたので、その点に感謝したいと思っているところでございます。

ただ、意見書の中で、これは新聞協会様の方の意見でございますけれども、少し気になるところがありましたので、認識の共有のために少し確認させていただきたいと思っております点がございます。新聞協会様

の意見書の中で、既にネットでも放送でも同じか、それ以上のものがただで見られるという記述をしていただいているところなのですが、テレビをお持ちでない方についても放送と同じかそれ以上のものが無料で見られるという御認識なのかどうか、この点についてまず御回答いただけますとありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

もちろん、テレビ番組全てのものが全部見られているということではなくて、主にニュースですとか報道番組で、番組の中で取り上げているニュース一つ一つは、「NEWS WEB」とかそういう形で届けられています。番組そのものが全部見られるとは認識していませんが、それに相応するニュース・報道の中身はほとんど無料で届けられているということの問題視しています。ニュースとか報道番組でない文化的なコンテンツはもちろん別の話ですが、インフォメーションヘルス、情報空間の健全性という観点に相応するコンテンツについては、無料でほとんど同じぐらい個別のニュースについては届けられています。そういうコンテンツが無料で届けられていることを、理解増進情報ということで、我々は問題視しているということでございます。

【大谷構成員】

御回答ありがとうございました。そうしますと、今、ネットでは、テキストベースでの理解増進情報が見られているということで、放送番組そのものではないという共通認識はいただけたのかなと思っております。ただ、放送番組、ニュース・防災アプリなどを通じて、非常に限られたものしか放送レベルのものは見られないというのは事実だと思しますので、これを共通の認識の出発点として考えるべきではないかと思えます。

そこで、この共通の認識に立っての意見ということでございますけれども、必須業務化というのは、必須業務化にすることによって、現在テキスト情報中心の理解増進情報というのはこのままということではなく、それは狭めつつ、放送番組をテレビがない方にとっても見られるようにするという意味で、必須業務化の意味を捉えておく必要があると思っております。

これは後ほどの議論になってくると思いますがけれども、私自身も、ニュース・防災アプリを非常に便利に使わせていただいているのですが、この無料での理解増進情報の提供というのがこのままの規模で継続するのであれば、新聞協会様が懸念されている競争環境上の問題が顕在化するというおそれももっともな点があると思えます。必須業務化するということは、併せて競争評価の制度を整えることでもありますので、その方向で考えることが必要ではないかと思えます。そして、この論点の中の地上波テレビ放送の放送番組の同時・見逃し配信を対象とするというスモールスタートということに、賛同の意見を申

し上げます。

【長田構成員】

宍戸先生が御質問を加えて整理をしていただいた考え方、今、大谷さんも同じお考えだと思いますけれども、今回の総務省のまとめに賛同しますということを申し上げたかったです。

【林構成員】

私も、先ほどの事務局案のお取りまとめに基本的に賛成でございます。それから、ほかの構成員の先生方からおっしゃった点についても、私も同じような方向で考えております。

その上で1点、少し確認をしたいところなのですが、このように必須業務化するという方向性になった場合に、NHKが出資しておられる子会社についての在り方についても検討を今後進めていくべきではないかと思っております。子会社については、放送法22条でNHKによる出資の範囲が限定されているわけですが、その解釈においては重要な役割を果たしております総務省の子会社のガイドラインがございますが、インターネット活用業務の本来業務化、必須業務化に合わせて、ガイドラインの解釈・運用の見直しを検討するというのも、国民・視聴者や関係事業者の理解を得ていくためにも必要ではないかと思っておりますので、併せて御検討をお願いしたいと思っております。

【三友主査】

この点につきまして何か事務局からございますか。

【岸放送政策課室長】

新しい意見をインプットいただきましたけれども、今後、意見を整理するときに、勘案してまいりたいと考えてございます。

【三友主査】

重要な点であると思っておりますので、よろしく願いいたします。

【落合構成員】

私の方も、今回の方向性については、結果的に必須業務にしていくことについては賛成ですが、後でまた論点、細かいところで議論をしていく時間があると思っております。単純な情報空間の健全性確保ということではなく、結果的にNHKの必須業務化がそういうことにつながる可能性は十分あるとは思っております。

すが、一方で、これまで無限定になりかねないと思われるような理解増進情報の運用の問題があって、実際に特にテキスト等について無料で発信がなされているという重要な問題があった状況の中で、NHKに対して適切な規律をかけていくための取組であると思っております。こういった点について、NHKに対する規律の必要性があるのではないかと私は考えておりますので、この点については新聞協会の方々にも御意見をお伺いできればと思いました。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

先ほどの大谷構成員の、放送番組そのものが今テレビを持っていない人が見られているかというのは、それはそうじゃないということは全くそのとおりでございます。ただ、前回の会合でも申しましたとおり、テレビ番組と同じものをテレビを持っていない人に届けることは理解できます。全くそのとおりだと思います。ただ、それがイコール必須業務化が必要かどうかというのは、受信料制度を含めたほかの論点と一体的に議論しなければ、判断できないと申し上げています。ほかの選択肢として、任意業務のNHKオンデマンドみたいなサブスクというのもあるでしょうし、第3の選択肢とかというのもあると思うんですね。ほかの論点と一体的に議論しなければ分からないもので、最初からイコール必須業務化というふうに決めつけるような形は、消費者目線じゃなくて供給者目線だと思います。テレビ番組そのものをテレビを持っていない人に届けることは理解できますけれども、イコール必須業務化というのが先に来るといことがちょっとおかしいんじゃないかということをお願いしたいと思います。

それから、落合さんが今、NHKの規律のことを言うてくださって、まさに我々もそのことを考えています。BSのネット配信規則違反問題のNHK経営委員会の5月16日の議事録からも分かりましたとおり、NHKの経営委員会と執行部でそもそも業務の執行の定義すらすり合わさっていないわけで、ガバナンスがもう失墜しているということです。この間、再発防止策を出していただきましたけれども、経営委員会は関与しておらず、執行部が第三者の立場から出してもらったとのことなので、やはり経営委員会もちゃんと関与した上で、ガバナンスをどう立て直していくんだと、ここがまず出発点だと思うんですね。これをやらなければ、先々の競争評価や運用でとても経営委員会に任せられる状態ではないと我々は考えておりますので、この辺もどうぞ御議論いただければと思います。

【落合構成員】

ありがとうございます。経営委員会の問題もやはりあるように思っております、であるからこそ、先ほども任せられないとおっしゃっていただいた部分があると思います。もちろん自助努力として改善をしていただく必要があることは明らかなことであり、今後求めていくべきことであることも間違いはございません。しかし、一方で、それだけでは足りないからこそ規制の網をかけ、国も関与して、単純に

NHKに任せている形にはしないことが大事ではないかと思えます。

【三友主査】

その点が必須業務の意味というふうに理解しております。

【長田構成員】

今、新聞協会さんが受信者の立場からするとおかしいとおっしゃいましたけれど、私はただただ受信をしている者として、むしろ、今、落合先生も三友先生も整理してくださいましたが、必須業務化することによって、きちんと受信料を支払っている我々も、そしてまた総務省も、そしてこれから考えていく何かちゃんと検証していく組織みたいなものも、みんなきちんと見て意見を言うことができるということになると思えますので、むしろ受信者の立場からすれば必須業務化することの方が大切だと思っています。

【瀧構成員】

事務局様の8ページの整理に同意しますのと、先ほど宍戸先生の御整理にもありました排除しないという意味でのコンセンサスというところも、私も気にしておりましたので、賛成するところでございます。

今ちょうど長田さんと全く同じことを言おうとしていたんですが、やはり皆さんも御承知のとおり、20代の方は今、テレビ持ってないですね。そういう環境にいる人たちがたくさんいるわけでございまして、そういう人たちにもちゃんと継続的に受信環境を用意するというところに、これは親会の側でずっと議論していたことでもあると思うんですが、非常に意義があり、そこに必須業務化の意義がもともとあるんだと思っていますので、私はこのことが供給者の論理だというのは、一サービス供給者として思うんですけど、あまり同意しかねるかなというふうに思っております。

とはいえ、様々な競争環境上の評価をしていくこと等々については、この後、議論に進んでいくと思えますけれども、それはもちろん必要なことだと思っております。

【三友主査】

それでは、ただいまの項目につきましては、事務局が整理していただきました内容で本ワーキンググループのコンセンサスが得られたのではないかと思います。引き続き内容について皆さんの意見を伺いながら深めていきたいと思えます。

(5) 事務局説明

事務局から、資料12-1に基づき、「(2) NHKのインターネット活用業務の在り方」の②について

説明が行われた。

(6) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【落合構成員】

まず、この点については、やはり議論の前提として、理解増進情報の問題を明らかにした上で議論をしていくことがより重要ではないかと思えます。内容としては既に先ほど事務局からも御紹介いただきましたが、重要な問題があると思っております。こういった中で、新聞協会の方々からも、理解増進情報については議論は十分に整理されていないのではないかというふうに御指摘もいただいていると思えます、意見書を出していただいていることもあると思っておりますが、この点についてより深く問題を整理する必要もあるのではないかと考えております。そういう中で、ぜひ新聞協会から、この理解増進情報について追加して御指摘をいただき、どういう点がさらに問題と考えられているかをお話しいただきたいと思います。

【日本新聞協会メディア開発委員会 堀副委員長】

御質問ありがとうございます。理解増進情報につきましては、既に「NHK NEWSWEB」、「ニュース・防災」アプリなどでお分かりのとおり、そもそもNHKのニュースの動画をたくさんただで見ることができ、テキストも見ることができます。その番組にひもづいていたものばかりではないと我々は理解していますが、「政治マガジン」ですとか、独創的な、我々でいうとお金を払って取材してウェブで費用を取るといようなものも盛んに無料で見られます。私ども収益を得て報道している立場とすると、収益を必要としないNHKさんがデジタルの多額の予算を使って、事実上、大きなサイトを運営しているということで、私どもから見ると現時点でも非常に問題であると考えています。

また、地方新聞の仲間たちから声を聞きましても、「NHKさんは200億円のデジタルの予算がある。自分たちは1億円もない、数千万円という中で、NHKは理解増進情報で地方のニュースも非常に充実していて、速報も速い、ライブ配信もいろんなものが、地域のもが見られる。これでは本当に自分たちが見てもらえない」との意見です。私どもは30年、インターネットでのテキスト配信を中心にインターネットのニュース配信に取り組んでまいりましたが、地方の新聞社は、ここ数年、有料課金を伴うインターネット配信を始めたところが多くて、今、本当に成長させようというところでは、無料で大規模にニュース配信を行っているNHKさんの理解増進情報については、本当にこれを何とか抑制してもらいたい、止めてもらいたいという声が、大きな切実な声が私どもに多く寄せられております。なので、理解増進情報

は私どもは非常に大きな問題だと考えております。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

少し補足させていただいてよろしいでしょうか。NHKさんの言い方は、ここに書いてあるとおり、理解増進情報が再整理されると。これは分かります。必須業務化がもしされたならば、そもそも理解増進情報の概念はなくなりますし、恐らく名前もなくなるのは分かります。ただ、放送と同一の情報内容の多元提供とか、放送と同じものをネットの特性に合わせてやるということ、ここがちょっと引っかかります。理解増進情報の中にあつたコンテンツを、名前はなくなるけれども、違う名前か何か知りませんが、コンテンツをそういうところでまた出してくるんじゃないかという疑念があります。それが最初は小さかったかもしれませんが、また理解増進情報のように崩壊的に広がる懸念はないか、そこを申し上げます。よろしくをお願いします。

【落合構成員】

今お話しいただいた理解増進情報に関する問題意識は、私も共有しているところです。その意味では、今後、取りまとめの中において、理解増進情報に関する問題というのは明確に指摘をしていただきたい、議論の前提にすることが重要ではないかと思えます。

先ほどのNHKにおける必然的な再整理という点についても、極めて厳格に行っていくことが必要であると思っております。テキスト情報の範囲は厳格に考えていくことであると思えますし、また、一種のフリーライドに関する部分については、そもそも有償での提供を大前提にしていき、テキスト情報の発信などを含めて行っていくことが確実に必要なことではないかと思えます。この点について、新聞協会様の方に私の理解が正しいかをお伺いしたいと思えますが、いかがでしょうか。

【日本新聞協会メディア開発委員会 堀副委員長】

御意見ありがとうございます。私どもは、現時点で必須業務化は反対ではございますけれども、仮にネットだけをNHKで見たいという議論に我々が口を入れるとすれば、本当に映像と音声というものが放送の本旨でございますので、ネットでもやる場合、当然ながら、災害情報だとか人の命を守る場所は理解できますということは言えます。しかし、テキスト情報については、先ほどから述べているような状況で、本当に私どもは現時点では撤退してくださいと言っているわけですが、今の先生の「極めて厳格に」というのは、非常に同じ考え、同じ方向を向いてくださっているということで、ありがたいと思っております。

フリーライドというのもすごく問題視してしまして、有償を前提、また、有償にしてもどのくらいの有

償なのかという問題があります。必ずしも有償だから良いということでもないケースもございますけども、それについては私どももまた仲間と話し合っただけで態度を決めてまいりたいと思っております。

【落合構成員】

ありがとうございます。今のやり取りも踏まえて私の方で意見を申し上げさせていただきたいと思っております。先ほども議論にありました放送と同一の情報内容の点であったり、ネットの特性に合わせたものを基本にという説明があります。ネットの特性に合わせてテキスト情報を集めることであったり、報道サイトについては、あくまでも抽象的であり、無制限になり得るということで、新聞協会からも御懸念をいただいたところです。この点は十分に考慮して整理をしていくことが必要であると思っております。こういったものを無限定に出してしまうと理解増進情報が続いてしまうのではないかという点については、おっしゃるとおりかと思っておりますので、こういった点については制限をしていくということだと思っております。

その上で、最終的には、選択肢2)の形にすることについては、報道機関としてのNHKを考えた場合の表現の自由に関する制限という観点で、そこまで国が立ち入るべきなのかどうかがあるようには思いません。ただ、先ほど申し上げたような十分な制限がかかる状況を担保しながら進めていくことは必須であると思っております。

そういう中では、選択肢3)のような国民生活に必要なものという内容は、定性的な部分ではありますが、法律上、明確に整理した上で、ただし、後の担保措置であったり、先ほど御指摘もありましたが、受信料を取るにしても、それが一定程度の水準を確保されるようにすることが前提と思っております。そうでなければ無料に近いような状況になってしまう懸念もあると思っておりますので、無制限なものではないということは明確にしつつ、選択肢3)になるのだろうと思っております。

他方で、やはりテキスト情報の範囲については極めて厳格に考えていくことがございます。現行の制度下では、理解増進情報が限定的な運用をされずに、拡大を続けてきたことがあると思っております。そういった部分を反省して是正していくことは、今回の議論において必須となる項目であると思っております。NHKが、放送とネットとで等しくNHKの価値を享受することが必須業務化だと言われていることも踏まえて、あくまでネットの情報についても放送と同一の情報内容が原則であることを、ワーキングとしては明確にしていくことが重要ではないかと思っております。その上で、必須業務化に当たっては、NHKにおいて、理解増進情報として提供されているサービスはゼロベースで見直しをすることが重要ではないかと考えます。

また、国民生活に必要なものにどのような情報があるのかについては、様々な考え方はあると思っておりますが、必須業務の中でのネットサービスとしては、やはり費用負担を求めていくことと、放送と同一の情報内容を原則としていくということがあると思っております。先ほど災害情報の点についてもお話がありましたが、災害情報であっても本当に速報で何らかの緊急的な情報を伝えていくような場合に、無料の提供を行うと

ことはあり得るかと思いますが、災害情報といっても、その内容というのはかなり詳細なものもあり、本当は有料であるべきようなものも存在し得ると思います。災害情報というだけで無料提供が当然に認められるような考え方ではなく、災害情報であってもさらに公平負担の原則に立ち返った抑制的な姿勢をNHKに求めていくことが必要ではないかと思います。

【曾我部構成員】

まず、その3つの案のうちのどれを支持するかというところなのですけれども、3つの中では3つ目の案を支持したいと思いますが、ただ、3つ目についても多少疑問があるので、併せて申し上げたいと思います。

まず、大きなフレームとして、抽象論といいますか、基本理念といいますか、基本方針といいますか、そういうレベルと具体論というのを区別するという話を以前も申し上げたかと思うのですが、その抽象論ということ言うと、やはり放送と同一の情報内容の多元提供、あるいは放送と同様の効用が異なる態様で実現されるものというNHKさんの御主張に、私は基本的には賛成しておりますので、そうすると、1つ目は当然含まれるということになります。ただ、具体論、どの範囲で認めるのかということは、当然、公正競争等の観点も加味するということが必要になって、その基準ですとか手続を考えるべきと考えられます。

そういう観点から、2つ目、3つ目の選択肢についてコメントしますと、2番目の選択肢については、番組で扱ったのと同じ話題について、例えば放送時間の関係で触れられなかった点を補足するといったようなこともできなくなってしまうということですので、やはり支持できないかなと思います。理解増進情報に対する批判のうち大変重要なものとして考えられるものとしては、番組で個別に扱った内容と紐付かないような内容が理解増進情報だということで提供されているというのが一番強い批判なのかな、と私は理解しています。そうすると、放送と全く同じものしか提供できないというものは、理解増進情報に対するこういう今申し上げたような批判に対応するものを超えるということですし、あと、そもそも現状から大幅に後退するということになりますので、これはやはり一般市民に不利益を与えるということでありまして、賛成できないと考えます。これは、新聞協会さんの御主張のテキストから全て撤退するという点についても、一般視聴者からすると大幅な不利益ですので、やはりなかなか理解が難しいということかと思います。

そうしますと3番目ということなのですが、ただ、「国民生活に必要な情報」という言い方・書き方は非常に不明確でありますし、そもそも抽象論、一般理念としての放送と同一の効用という大枠とどういう関係があるのかという疑問があります。ですので、法律で定性的に定めるにしても、もう少し別な角度から定めるべきではないかと思います。例えば、今、この資料だと「字幕」という言い方をされていますが、

ちょっと字幕って言い方は不適切だと思いますが、この点は事務局に後でお伝えしたいので、そこは置くとして、要するに、放送の書き起こしに限定するのではなくて、番組で扱った内容に個別に紐付けられる、番組の補足に収まっているというようなコンテンツは、認めても良いのではないかと思います。ですので、「国民生活に必要な情報」という切り方ではなくて、個別の番組に明確に紐付いている、あるいは補足に止まっていると、そういうような形で規定をしていくのが良いのではないかと個人的には思っています。ただ、その場合に、理解増進情報の運用の経験からすると、なし崩し的に広がっていくのではないかと懸念が当然あるわけですが、そこはきちんとモニタリングをしていく必要があると思います。

それから、費用負担の話もさせていただくと、必須業務であるからには、当然ながら、原則として全て受信契約の締結を求めるといった話になると思います。ただ、例外として災害時に臨時に開放するですとか、あるいは番組の宣伝・広報に属するようなテキストですとか、静止画ですとか、ショート動画とか、そういったものはその限りではないと思いますが、原則として全てのコンテンツに受信契約の締結を求めるといったのが基本だと思います。ただ、必ずログインを求めるとか、それとも、今のBSのように閲覧はできるけれども、契約締結の注意を促すメッセージが出ると、そういうふうにするのかというのは次の話かと思っています。

【瀧構成員】

1点、新聞協会様に質問があるのと、先ほど落合先生に質問いただいた内容を受けてNHKさんがどうお考えかを聞いた上で、ちょっと2つのコメントを述べたいというところになります。

1つ目は、新聞協会様への質問として、常々、地方紙様における経営環境が非常に厳しい中で、無尽蔵なりソースを割かれた場合に非常に差が出てしまうという話があるのですが、新聞協会様の中での競争環境を意識される際に、大手紙と地方紙の間で結構評価のフレームワークが違うのではないかなという気もしております、そのように私が理解をしてしまってよろしいのか、それとも一つの大きな問題のように捉えているのかというのをお聞きしたく思っております。後段でこの後の議論につながるものと思いますけど、競争評価のフレームワーク上、複数の問題を一つで捉えてしまえば良くないなというふうにも思っておりますので、お聞きします次第でございます。

また、NHKさんにお伺いしたいのが、先ほど落合先生の御質問からの新聞協会様、民放連様の回答を受けて考えていることとして、ニュース・防災アプリであったり、NEWS WEBというのは今は無償で見ることができますよね。事務局資料の12ページの6番で新聞協会さんが指摘されているとおり、NHKから提出されている資料においては、報道サイトは無償で、つまり契約者以外でも誰でも見られると、フリーライドできてしまうというふうにも取ることができるんですけども、必須業務化の折には、必須業務となった際には、これらの有償・無償の扱いは、つまりNHK IDを持っていけば見られるのかといった観

点において、どのようにお考えですかというのをお聞きしたいです。

【日本新聞協会メディア開発委員会 堀副委員長】

全国紙と地方紙でどうかということで、私ども、正確な数字を把握はしておりませんが、私が個人でウオッチしている範囲では、例えばNHK NEWS WEBの月間ページビューは、全国紙の大手紙並み、NHKさんが上回っているところもあれば、NHKさんより勝っているけど、NHKさんは相当大きな無料のサイトを既に運営されているという認識です。私どもはウェブページを作りながら、その中で広告収益を得たり、サブスクにして月々のお金を得たりしながら、収益を得て報道に当たっているわけですが、NHKさんは収益を必要としない、かつ、ページの中に広告が入っていないので、サイト自体が非常に軽くて、例えばグーグルニュースなどでも検索されて上位に表示されやすいというような特性があると私どもは見ております。もちろん大手紙から見ても危機意識はありますが、特に地方紙は地方で発信されていて、今、デジタルに関して、何とか経営の柱にしようとして育成して数年間新しい取り組みが多く見られます。NHKさんの「地域発」というウェブページには各県ごとに詳細なニュースが各地域のニュース動画とともにテキスト情報として掲載されています。ライブ配信などもやるということで、自分たちもお金をかけて努力しているんだけど、なかなかそこにはかないという、特に地方の皆さんに危機意識が強いように感じています。ですから、感じている危機意識としては、私どもと地方紙とは変わると思っております。皆共通で感じている危機意識でございます。

【瀧構成員】

例えば、すごくうがった質問なのですが、マネーフォワード社も実はオウンドメディアで、お金のリテラシーとかを促進するような記事を書いたりとかするメディアを持っていて、要は、これは単純なウェブメディアになるわけですけども、今般、活字というメディアにおける競争の話を考えたときに、大手紙さんというか、全国紙さんとか地方紙さんに加えて、本当はウェブメディアとかもここで批判を出しても良いのではないかと思ったようなところもあるのですが、これは何か区別して良い話なのか、それとも同じ枠に入れるのか、どちらに新聞協会さんとしてお捉えでしょうか。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

全く瀧さんおっしゃるとおりで、同じ土俵です。ネット空間では盛んに二元体制、二元体制って言うわけですけども、ネット空間ではいわゆるマスメディア以外のプレーヤーもたくさんいるわけで、オウンドメディアとか、あるいは出版業界とかもやっていますし、そういったあらゆるプレーヤーがいるわけですよ。それらは本来同じ土俵で考えるべきだと思いますし、我々、このワーキングの議論の中で

も、そういった中で放送プラス新聞だけで良いのかということもお伝えしてきましたし、本当はインターネット空間って、情報空間って大上段に構えるのであれば、おっしゃるとおり、まさにそういった多くのプレイヤーのことも考えて、競争環境や競争評価も考えていかなければならないと思っています。

【日本放送協会 根本理事】

御質問ありがとうございます。インターネット活用業務が必須業務になった場合には、現在のように、全ての情報をそのまま最後まで見られるというようなことは考えておりません。認証をかけて契約を確認するなど、何らかのアクションがあることを前提にしたいと考えております。具体的には今後詰めますが、いずれにしても何らかのアクションがあることを前提に考えていきたいと考えております。

【瀧構成員】

まず、今の御意見を諸々承って、1つは、NHKさんからの回答を受けますと、認証を受けていますと。契約者のみが見られることが基本形になると理解をしております。ネットとテレビが同等の価値提供されるものが必須業務であるという考えからしますと、恐らく映像と音声やスクリプトというのが、契約者が見られるもの、ログイン画面の後といたしますか、ペイウォールの内側に出てくるものとするのが自然であり、整合する考え方かなと思っています。

以前、私から申し上げたPR活動として機能するようなコンテンツというのは無料でも良いのではというところについて補足をさせていただくと、私自身、例えば、NEWS WEBやニュース・防災アプリの全てがPR活動としての側面を有するとは考えていないというところでございます。今回の議論に先立って、大手紙の政治部出身の記者さんやNHKの記者さんとかに、自分の近い世代の方々にちょっと取材を逆にしてみたのですけれども、例えば懸案でよく出ている「政治マガジン」の周りとかについては、やはり必ずしも放送だけのためにこれを取材しましたとは言えないような経営リソースが割かれていそうな感触も、ちょっと聞いた中では受けたところでございます。そういう意味では、曾我部先生の御意見と同じなのですけれども、ちゃんと放送の延長線もしくは同じリソースの中で作られたものかといったところについて、ちゃんと経営リソースが区分けされているかといったガバナンスが利くような仕組みは必要なのかなというふうにも感じました次第です。

ただ、その裏返しで、NHKの記者さんからの又聞き的な情報として、やはりテレビであったり動画というものに必ずしも向かないニュースというのはあるんですよね。これは、私もソフトウェアの会社を経営していて、ソフトウェアの会社って映えないんですよね。なので、結構テレビではなかなか取り上げてもらえないみたいなことがあるときに、それでも活字では伝えるべき情報というのはあるのだと思っていて、これが取材されているのに捨てられていくというところには、社会的なロスがあるのでは

ないかという観点もあるんだと思っています。この辺りが、これはペイウォールの後ろの世界なのかもしれないですけども、ちゃんと配慮されていくことが大事なかなと思っています。

最後に、そういったPRに当たるようなコンテンツは何かというのを事前に我々が法定することはかなり難しいものだと思います。創意工夫が必要なものであり、本来的には、ガバナンスが利くという前提の上でNHKさんの判断に委ねられるべきものだと思いますので、そうすると結論として選択肢は3)だと思っておりますというところがございます。少なくとも今の理解増進情報というものがそのまま継続されるイメージはないというところで、私の意見でございます。

【林構成員】

11ページの3つの選択肢についてですけれども、そもそも国民がNHKにどのような情報を求めているのかというのは、その時々々の社会のニーズに応じて時々刻々と変わるものというふうに考えた方が良いと思います。NHKによるテレビやネットでのコンテンツの提供と、それから放送の二元体制あるいはメディアの多元性の確保、それとのバランスを取るということは重要なのですけれども、ネットでのテキスト情報の範囲を法律で限定的に定めてしまうと、NHKが必要だと思っても法律を変えなければ流せないということになってしまい、そもそも公権力がそういった形で報道機関を縛って良いものかということについては、いささか疑問が残りますし、そういった報道機関の姿というのは、放送の自由とは程遠く、国民の知る権利への奉仕という観点からもバランスを欠くのではないかと思います。その意味では2)ではなくて3)が望ましいと思います。

他方で、NHKは、報道サイトを放送と同一の情報内容の多元提供を行うということにして、テキスト情報については放送と同一の情報内容をネットの特性に合わせたものとして提供するということを基本にするとおっしゃっておられたわけですが、その「ネットの特性に合わせて」ということは、非常に抽象的で、無限定になり得ると思います。「ネットの特性に合わせて」というのは全く限定にならないと私は思っていて、この点は新聞協会さんからの先ほどの御批判もこれに関わる点かなと理解したのですけれども、もし間違っていたら補足をお願いします。その上で、選択肢3)のように、放送番組と同一のものを原則としつつ、何らかの形で、定性的にせよ、法律上、明確にすることで、無制限なものではないということを明確にすべきだと思いました。この点、先ほどのNHKさんの説明では、単なるフリーじゃなくて、契約確認と何らかのアクションを取るということを前提にしているということでしたが、それだけではなくて、やっぱり法律で定性的な縛りがかかるということが不可欠だと思います。

ただ、まさに先ほど曾我部先生がおっしゃったように、「国民生活に必要なもの」という書き方が良いのかというのは疑問で、「国民生活に必要なもの」と書いてしまうと、これもあれも国民生活に必要なものということになりかねず、無限定の嫌いがあるとのそしりは免れないので、大いに検討の余地がある

と思います。「災害情報、字幕など国民生活に必要な情報」という一種の価値内在的な定性表現を入れると、その必要性については誰も反対できなくなるので、ここは価値内在的な文言を入れるのではなくて、放送の補完といった形でのニュートラルな、あるいは価値中立的な表現の方が良いと思っています。もっとも、その放送の補完という限定をつけてもまだまだ漠然としていますので、こういったワーディングになったとしても、その枠内に収まっているかどうかは今後の競争評価の俎上に載せるべきではないかと思えますし、もし今後、「放送の補完」という文言を軸に考えるということとなった場合には、その意味内容の詳細については、ガイドライン等を別途策定して、その具体化を図るべきだと存じます。

ともあれ、こういったワーディングがよいのかというのは、これは法制局マターなのかもしれませんけれども、ちょっと事務局にこの点は御留意と再検討をお願いしたいと思います。

【大谷構成員】

業務範囲の定め方の部分ですけれども、2)は、コンテンツの中身を、行政が、公権力が定めることになって不適當ではないかという、落合構成員、それから林構成員の御意見にまず賛同いたします。一番近いのが3)だと思っておりますけれども、何らかの例示的列挙をしていただく必要があると思います。

そのときに考慮すべき点として、字幕やテキスト情報の考え方なのですが、字幕というのは、聴覚障害のある方にとって非常に必要性があるものですし、テキスト情報について、もちろん放送番組と関連性のあるものについてということになりますが、視覚障害を持っている方にとっても、音声読み上げ機能を使って簡便に情報にアクセスができるので、必要性が高く、アクセスが多いということ踏まえて検討すべきだと思っております。

それから、1点、オブザーバーである民放連様に確認したい点がありまして、簡単に一言で答えられるような質問にしたいと思うのですが、NHKの報道サイトやニュース・防災アプリというのは、現在、無認証で閲覧利用できますが、「公正競争確保の観点から、原則として受信契約に紐づいた認証を必須とすべきです」という書き方をされているのですが、ここで「受信契約に紐付いた認証」というのは、テレビを持たない方がその放送番組と同等のコンテンツにアクセスするための有料の契約を含むものと理解すべきだと私は思っておりますが、御異議がないかどうかだけ確認させていただければと思います。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

先ほど、必須業務にすることは受信契約の対象になるとおっしゃっていましたので、同感です。その意味で使っておりました。結論としては、大谷構成員がおっしゃっていることと私どもの考えていることに齟齬はありません。

【三友主査】

前段の内容につきましても配慮すべき非常に重要なことだと思います。

【宍戸構成員】

簡単に3点申し上げますが、まず、前提として、私も、これまでの構成員の皆様の御発言のとおり、この選択肢の中では3)に賛成でございます。また、「国民生活に必要な情報」という規律のやり方では不十分なので、しつこいですが、放送法81条の編集特例にこれまで御議論あったことも含めて書き込んでいて、それを具体的に実現するためにこの手段が必要であるということをNHKに御判断いただいた上で、後で出てくる競争評価にかけるということをしっかりやるという枠組みとして、3)がよろしいものと思います。

簡単に申し上げますが、1つは、ここでNHKが具体的に何をやるのか、あるいは何をやろうとしていないのかということにつきましては、先ほど瀧構成員からNHKに御質問をされて、お示しになったことですが、当然、新聞協会、民放連様の御意見を踏まえてこういう御発言がこの場であったということは、私、非常に重たいことだと思います。この方向で議論を具体化していくべきものと思います。

2番目は、これは何のために必要なのか、何が必要な実際の具体的な範囲ないし提供条件なのかということを考える上では、これまでもお話ありましたように、フリーライドの問題をやはり考えなければいけないと思います。受信料を支払われる受信契約締結者ないし、そういう形に法制的になるのかどうか分かりませんが、NHKのインターネット利用者で受信料相当額の負担を支払っている人にとって、そういう負担を負わなくてもオンラインでNHKの豊富なコンテンツが諸々見られるということになるのは全く問題で、まさに伝統的な意味での受信料の価値が毀損されるといった事態にもなるわけでございます。他方、NHKが情報をインターネット空間に提供する、そして、受信料を負担しない人でもいざというときに見られる場合が何かしら必要な場合があるということは、公共性という観点から大変重要でございます。

新聞協会様が、地方紙の方が大変努力されてインターネット配信をこの数年かけて実施されるようになったと仰いました。その努力は大変なものであると私も承知しておりますし、それをNHKが豊富な受信料財源等々に基づいて破壊していくということはあってはならないと思います。しかし、他方で、地方紙がそのようなインターネット配信をされる前は、地方の地域の住民の方々にインターネットを通じて地域のニュース・情報を十分に見る機会がなかった、その意味で、差し当たりインターネットという場面を限った場合に、ある種の情報格差が生じていたという問題でも、これはあり得ます。もちろん、今後、地方紙の方々がインターネット配信に非常に努力されるということですが、そもそもそういった地域に

おける情報が過疎にならないようにするために、国は放送法81条1項2号で、地方の情報をNHKは絶対何が何でも提供しろということを放送について課してきたわけでありまして、そういった個別の場面での公共性、それから既に公共的な情報発信を民間の主体がまさに努力をされてやっておられるのか、その相関を具体的に見ていきながらこの種の規律をしっかりと考えていくべきだ、それが競争評価の話だと私は考えております。

3)ではなくて2)の規律のやり方が、表現の自由との関係でいろいろ問題があり得るのではないかということについては、落合先生、林先生がおっしゃったことをございますので、省略をいたします。

【長田構成員】

まず、私も3)が良いと思っています。いろいろ配慮しなきゃいけないことというのを今までも先生方いろいろおっしゃってくださいまして、それはきちんと議論を、こうやってはっきりと課題があることについても明確になっておりますので、きちんと理解できるような表現を事務局の方でしていただければ良いのかなと思いますけれども、3)を支持したいと思っています。

【内山構成員】

私も3)で結構です。ただ、極めて消極的に3番というふうに言わせてください。というのは、1)も2)もないだろうという、そういうレベルでの3)ということになります。1)も2)もかなり情報内容を縛るということになってきて、その例外を出そうとすると一々いろんなプロセスを経なければいけないという状況になっていて、連想するのは著作権法の権利制限の話です。何か利活用するたびに著作権法を改正しなくてはいけないという、あの状況を連想してしまうので、ちょっと1)、2)もあり得ないなというレベルで、消極的に3)に賛成します、ということをございます。

【日本新聞協会メディア開発委員会 高野委員】

曾我部委員がおっしゃった、現状との比較で大幅に後退するから理解を得られないという御指摘ですが、まさにこれ、理解増進情報を既得権として、それをベースに考えていくということだと思っています。ルールを逸脱したものでも、一度出してしまえばサービス低下になるのでやめられないという点に、非常に懸念を覚えました。落合委員がゼロベースとおっしゃいましたけれども、やはり理解増進情報が問題だということを経験した上で考えていただきたいと思っています。

もう一つ、放送と同一内容以外の分野ですけれども、素朴な疑問として、例えば報道やニュース、テキストの分野で、なぜ放送と同一内容以外のものをネットに出すのかという疑問がございます。放送で番組枠や時間枠を増やし、その中で報道できるのではないのでしょうか。瀧委員がおっしゃいましたけれど

も、映えないニュースは映像にしにくいんだというNHKからのお話を紹介されましたが、これ、まさに視聴率を気にしているからそうなんだと思います。映えなくても、国民生活に必要なものはきちんと放送の中でやっていただくということがNHKの役割だと考えております。

【落合構成員】

1点、どちらかというとなら民放連様の方から意見書で出されておりました中で、NHKのネットワークインフラの維持に関する役割の御指摘があったと思っております。これは、タスクフォースで議論していることも含めて、今後、位置付けを明確にしていくことが重要であろうと思っております。

一方で、これは法改正等を待たずに直ちに実施していただくことも、ローカル局の早期の負担軽減という意味では重要ではないかとも思っております。この点、既に放送法改正においてNHKの協力義務が定められていると思っております。そうすると、この中で放送ネットワークインフラの役割が読めるのかどうかがあります。読めるとすれば、直ちにNHKにはそういったことに取り組んでいただくことは義務になるということだと思っております。この点について速やかに明確化をしていただくことを事務局にお願いできないかと思っております。事務局に御質問させていただければと思っております。

【飯倉放送政策課長】

落合先生、ありがとうございました。御指摘のとおり、昨年の放送法改正におきまして、放送法20条の6項を追加しております。その中で、民放さんのあまねく努力義務（92条）に関して、NHKさんが支障のない範囲で協力することに努めるということが入っております。これをもちまして、我々といたしましては、中継局の共同利用会社たるものにNHKさんが協力をするということにつきましては規定がされているので、そこは問題がない、支障がないというふうには考えております。

他方で、検閲さんがどう反応されるか、どう考えるかというのは、政府の中でも、我々からするとやっぱり独立された考えをお持ちですので、その辺りは担保・留保はされておるものと思っておりますが、少なくとも我々としては、それに対して、つまり、共同利用に関してNHKさんが協力することについては、問題ないと考えております。

【落合構成員】

解釈の内容としては私もそういうものだろうと思っておりましたが、若干付け加えるとすれば、ソフト面も含めて、ノウハウの共有なども含めて行っていただくことは、コンテンツワーキングでも昨日議論していたところでもありました。そういった部分も含めて協力の対象には含めていただくべきではないかと思っておりますが、また、今の解釈自体は私も推測はしておりましたが、お聞きするまで本当にそうなの

かはなかなか確信を持ってないところがありました。そこをある意味フィックスしていただきたいということも、民放連の方でおっしゃられている内容には入っているように思います。何らか文章において解釈を示し、報告書の中で書いていくことも含めてということかもしれませんが、実施していただければと思いますが、いかがでしょうか。

【飯倉放送政策課長】

その点につきましては、報告書に書き込むことを前向きに検討したいと思います。

他方で、先生がおっしゃったソフト面については、多分、先ほどの6項で読める範囲ではないかなと思います。協力努力義務がかかっているのは、6項でハードの部分であるのと、あとネット配信については別のところで協力の努力義務がかかってはおりますけど、特にソフトということでは読まれていないのかなとは思っております。

【落合構成員】

その辺りでどういったことが協力できることになっていて、義務の範囲はどうなっているのかを整理して、必要な連携をしていくことによって民放を助けていっていただくことは、これまで議論してきた方向性だと思います。できることをしっかり明確化して、協力に実効性があることを明確にしていればと思いますので、よろしくお願いいたします。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

私が申し上げたことをおおむね落合構成員がお話になったのですが、協力努力義務のことは十分承知した上でこのご提案をしています。アナログ時代のミニサテの件、その時にはNHKがミニサテ全体を作って、民放はそこに自局に必要なものだけを負担するという、NHKがほとんど面倒を見てくれたのですが、会計検査院の解釈によって、全体を波数割、事業者数割にすることになってしまいました。当時よりも現在はローカル局の経営は非常に厳しくなっており、今回お願いしているのは、NHKが協力するのではなく、NHKの責務として放送ネットワークインフラの維持をしてほしいということです。しかも、協力努力義務ですから、ローカル局の間ではとても心配と懸念があります。ですので、放送法を改正してNHKの責務として明記してほしいと。受信料をこの放送ネットワークインフラの維持に充当しても構わないことをしっかり放送法の中で明らかにしてほしいという、お願いです。細かいことは先ほど落合構成員がおっしゃったことですが、このご提案に込めた趣旨はそのようなことですので、ぜひ御理解をいただきたいと思います。

【三友主査】

それでは、(2)の②の3つの選択肢に関しましては、3)、こちらが本ワーキンググループとしてのコンセンサスであるということがほぼ確認できましたので、そのような形で今後お取りまとめをお願いしたいと思っております。

【宍戸構成員】

今、落合構成員と、それから民放連のやり取りを伺っております、これはかなり重大なお話であるだろうと思っております。放送法92条であまねく努力義務を負っておられる民間放送事業者、基幹放送事業者について、今の20条6項を超えてNHKの責務を明確にして負担をしっかりと負ってもらうということは、基幹放送普及計画等の制度の根幹に関わる、よほど重大な御覚悟を持って民放連として御提案いただいたものと私は受け止めました。これは非常に大切なことでございますし、NHKに今の20条6項よりも強い責務を一定程度課すということ自体には、私、賛成でございますが、同時に、繰り返しになりますが、これは基幹放送普及計画の在り方にも関わることでございますので、申し訳ありませんが、親会であったり、総務省においても考え方を御整理いただきたいと思っております。

【三友主査】

今の件につきましては、また別途検討させていただければと思っております。

(7) 事務局説明

事務局から、資料12-1に基づき、「(2) NHKのインターネット活用業務の在り方」の③について説明が行われた。

(8) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【林構成員】

担保措置の点ですけれども、かねてから申しておりますように、2)が妥当だと思っております。インターネット活用業務をNHKの必須業務に加える場合は、放送法において、法的なフックとしてNHKの公正競争配慮の義務を定めることが必要ではないかと思っております。それを基に様々な担保措置の法的根拠とすることが必要ではないかと思っております。その意味で、これに関する本日の民放連様の御提案に賛成です。

具体的な書きぶりとしては、例えば、過去、同様に民業圧迫が問題になった郵政民営化の際、日本郵政株式会社法2条2項において、「同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう特に配慮しなければならない」という規定がございます。今回もそれと同様に、「必須業務と同種の業務を営む事業者の利益を不当に害することがないよう、特に公正競争に配慮しなければならない」というような一文を、ぜひ放送法の中に設けるべきだと思っています。

15ページの③の問いかけに対する選択肢は、その意味で2)に賛成なんですけれども、NHKは、経営委員会の監督の下で自分たちはしっかりやっていくという御意思を表明されていらっしゃるんですが、昨今の稟議事案の問題も踏まえすと、宍戸先生の御提案にも過去ございましたように、経営委員会の機能強化を経た上で、経営委員会の監督機能がしっかり果たしているかということも含めて外部から検証するということが不可欠であって、NHK内部の競争評価のみでは不十分でありまして、公正競争の点というのはNHKの内部だけの自己評価で終わらせるというだけではなくて、ここの米印にありますように、予算における大臣意見の制度に倣って、そういう形での電監審の活用というのは検討に値しますし、それとともに、つまりそれに加えてということなんですけれども、民放連さんや新聞協会さんなどの利害関係者を評価分析プロセスに組み込んだ形での「放送市場検証会議」といったものを、これは仮称ですけども、こういった形での柔軟な会議体の設置というのが望ましいと考えております。

先ほどの事務局の口頭の御説明では、電監審マターとすることと競争評価の会議を設置するということは、「あるいは」という形で選択的な接続詞で説明されていたように思うのですが、私は、ここは「オア」ではなくて「アンド」だと思っています。

【宍戸構成員】

私も林先生と同じく2)を支持したいと思います。おおむね基本的な考え方は同じ、林先生に倣いながら、という感じでございますけれども、他の競争する相手というのが新聞・放送なのか、それ以外の方々も含むのかとか、いろいろ難しいところは考えられるのかもしれませんが、やはり国民の知る権利に貢献する活動をされている方々の活動を不当に害することがあってはならないということであるだろう。要するに、単なる競争制限ではなく、競争の実質的な制限であるかどうか、この放送あるいは放送の同時配信、それ以外の公共的なメディアとしての活動として許されるかどうかをしっかりとチェックしていく仕組みを、NHK内外の2層でやっていくことが必要なのであるだろうと思います。

この場で何度か私申し上げましたけれども、これまで競争への評価について、とりわけ放送分野では、あまりにエビデンス、データによらない、何となく、これは競争していないとか、競争制限になっているとかの議論がありました。繰り返しになりますが、データ、エビデンスベースでしっかり議論するための基礎をつくるためにも、NHK自身もデータを出す。それから、総務省において、しっかりした市場環境の

データを踏まえて判断をするという仕組みが必要であるだろうと思います。

また、ここでの競争という場合、1点注意しなければいけないのは、放送分野の二元体制においてはジャーナリズム上の競争と言ってきたこととの関係で、そのやり方にやはり注意する部分があるだろうと思っております。先ほど来、新聞協会様も含めて、NHKは非常に豊富な財源でいろいろやるので、勝ち目ないということをおっしゃいましたけれども、それは御遠慮されて仰っている部分があります。ジャーナリズム上の競争としては、新聞・放送、民放含めてNHKの報道を凌駕する、あるいはNHKが後から追っかけるものは、日々、我々、いくらでも目にしているわけでございます。だからNHKに競争上の縛りをかけなくて良いとかいう話ではなくて、全体として考えてみたときに、そのようなジャーナリズム上の競争が円滑にいき、かつ相互にお互いを啓蒙し合うといった機能がうまく発揮され、かつ、民放さんであれ、新聞さんであれ、他メディアであれ、ジャーナリズム上の競争がそれぞれの経営の基礎の強化につながっていく。それを阻害するようなことをNHKにさせないという観点からの慎重な評価が必要であるだろう。その種のことを法律でどう書くかということは難しいかもしれませんが、基本的な評価として、何が不当な競争制限かということを考える上で、しっかりこの研究会として考え方を確立すべきではないかと私は思っております。

あと手短かに申し上げますが、1)では不十分である、NHKの経営委員会を含む、全体としての経営の判断、ガバナンスが不安であるというのは、この場で繰り返し申し上げてきたことであります。多分、私が一番構成員の中で怒っている人間だろうと思います。いずれにしましても、恐らくこの秋にもNHKにおいて中期経営計画案をお示しになるものと私は承知しています。その際に、執行部、経営委員会それぞれのガバナンス、は全体としてのNHKのガバナンス含めて、このNHKの今後の本来業務化等にどういう方向を出されるかは、しっかりお示しいただくものと私は理解をしております。また、これはパブコメをやるはずです。私も一視聴者としてパブコメを出すつもりでおりますけれども、この点については総務省としても、この場あるいは親会においても、しっかり見ていただく必要があると思っております。

最後に1点申し上げますと、その前の方で林構成員から、NHKの子会社・グループ企業を含めてのガバナンスの在り方がどうあるべきかについても新たな問題提起がございました。事務局で受け止めてということでございますけれども、令和元年放送法改正において、NHKグループのガバナンスの在り方について一定の法的・制度的な整備が行われたと記憶しております。その上で、NHKの本体の業務の在り方が変われば、その令和元年法改正の枠組みの中で、ガバナンスにおける子会社への規律とか子会社の必要性が変わってくるのは当然でありまして、そこはしっかりチェックをしていただくと同時に、令和元年法改正では足りていない部分が今回の議論の帰結として出てくるのかどうか、その点についても少し整理をしていく必要があるかなと思っております。

【三友主査】

前段のところでのエビデンスに基づく議論あるいはジャーナリズム上の競争の促進といった点については、私も大変賛同するところでございます。

【落合構成員】

私もこの論点についてはやはり2)の方になるだろうと思います。この点については、私が多分一番申し上げていたと思うのですが、理解増進情報に関する問題もありましたし、本日も議論がありました経営委員会の問題等のガバナンスの問題がある中では、やはりNHK自らの競争評価では十分ではないということだと思います。やはり十分に国が関与していく形を取っていくことが重要だと思います。

一方で、審査の内容としてどういう形で行っていくのかもまた重要であろうかと思っております。先ほど表現の自由の観点について触れさせていただきましたが、やはりコンテンツの内容、審査、内容規制となってくると、また規制の手法としてどうなのかということがあろうかとは思っています。そういう意味では、どういう形で競争上の悪影響を排除できるのかについて、NHKにおける事前評価のプロセス等を批判的に検証して実効性のある形に運用がされていくようにしていくことを目的としていくことが重要だと思います。

また、その際には、やはり放送法ではありますので、基本的に二元体制というものの重要性、これが基調にはなってくる部分はございますが、本日もいろいろ議論がございました新聞ですとか活字メディア、場合によってはネットメディアというお話もあったかと思いますが、そういった多元性の確保を一つの視点にして審査がされていくような形を整備していくことが重要だと思います。やはり理解増進情報において強く問題があった点を是正していくことがありますので、そういう意味では、やはりこの競争評価プロセスが重要な肝になってくる部分ではないかと思っております。

その際に、競争評価に当たってはやはりエビデンスは重要です。これはただ、民放の方々であったり、もしくは新聞協会の方々だけに出してくださいというものでもなく、NHKの方でも、例えばニュース・防災アプリのダウンロード数、利用者数であったり、NEWS WEBの閲覧数など、理解増進情報の中で、どういう施策でどういうふうに情報に接するようになってきているのかといった点も含めてしっかり情報開示をしていただく中で議論をしていくことが重要だろうと思っております。こういった視点も考慮して競争評価を設計していただければと思います。

【大谷構成員】

かなりいろいろ、2)ということで御意見が出揃っているところですので、私からは競争評価の対象について意見を述べさせていただきたいと思っております。

事務局の資料の15ページのところで、これまでの意見の整理というところの最初の部分に、NHKが「新規サービスを開始する場合には」というふうな書き方になっております。この点について、私も、しばらく前の会合だったと思いますけれども、現在の業務が競争に与えている影響を評価することが重要だと述べていたと思いますが、必須業務として行おうとする業務については、新規のものに限らず、現在提供しているものについても問題があれば是正すべきだというのがこの制度の在り方だと思います。新聞協会様からも、懸念があるものに、サービス全てを対象にすべきという御意見をいただいておりますので、新規のものに限定しないという前提で考えていただければと思います。

林構成員から御提言いただいている放送市場検証会議については私も賛同しているところですが、このような会議体におきまして、必須業務としてスタートする際の準備段階の業務について、レビューの対象とすることを考えていただければと思います。

【三友主査】

重要な御意見だと私も思います。

【長田構成員】

今、大谷さんがとても分かりやすく整理をしてくださって、今のお考えに賛成で、この問いに対しては2)を、と思っています。

【瀧構成員】

私のポジションもどちらかというと2)ということだと思うのですが、先ほど、林先生だったと思いますが、1)アンド2)という考え方が、どちらも大事だとは思っておりますので、やはり内部からの評価もちゃんと情報の多いところであるべきだと思いますので、そのような意見でございます。

1つだけ、もう既に私の意見は11番で取り上げていただいているところでございますけれども、本件、これは本当にNHKが出てきたことで発生している潮流なのかということと切り分けないと、議論が成り立たないタイプのものであるなと思っておりますので、そういう効果をどうやって取り除いた評価フレームワークを考えるのかというのが一つ大事な事だと思っております。

あと、先ほど私から新聞協会さんにマネーフォワードのオウンドメディアも仲間に入れてもらえるかという御質問をさせていただいたのは、私は元々そんなふうにはこの会議に来るまでは中々思っていなかったというのもありまして、市場範囲を決めることが難しい事例のことなのかなと思っております。やはり様々な問題があると思うのですね。地方紙さんの非常に厳しい経営環境もあれば、インターネット全般の流れの中で活字であったりこれまでのメディアが非常に厳しくなっているという問題もあると

思いますし、その中で公的なメディアが及ぼし得る影響であったり、ペイウォールが存在するものと存在しないもの、もしくは広告が存在するものと存在しないものって、物すごく複雑に市場を捉えることもできてしまうものではあるのですが、問題の数だけ、本来、経済学的には答えがあるはずなので、その辺りを適切な数で処理していくことが大事なのだと思います。なので、割と、前回も申し上げましたけど、四文字熟語として「競争評価」があるのですが、非常に深いというか、悩み深い部分もあるのだと思っていますので、その辺りのちゃんと考える工数を甘く見ずに進めていければと思っています。

【三友主査】

重要な視点だと思います。

【内山構成員】

今の瀧さんの意見にかなり近いところがあります。制度論とすれば、それは評価しなきゃいけないでしょうということだし、当事者評価だけならば当然甘くなるので、第三者評価的なことも必要なので、私も結論的には1)アンド2)なんですけれど、実務としてどう評価するのというのは相当難しい話だなと思っていて、いろんな恣意性が入ってくる可能性は十分あり得る。ある意味では、本当に段階を切って狭く、一番直接的な市場とか、第2間接的市場とか、第3間接的市場とか、何かそういうふうに切り分けしていかないと堂々巡りするような評価になり得る可能性が十分にある。いわんやまた、そのデータがあるかと言われると、ない。この1年間ずっと議論していて、全くエビデンスも出てこない。そういう状況の中で、法律とすれば「競争評価します」で良いのでしょうけれど、実際どうするのというのは相当疑問があるお話であって、法制度上、競争評価しましょうに賛成はするのですが、みんなが納得する評価方法ってあるのかなというところで、とても疑問には思うところがあります。そうすると、同じ法律のアンブレラに引っかかっているところからまず始めるというふうにしていかないと、それこそ評価自体が不正になってしまうという危険性があるなという、何か心配事なのか、勝手な懸念なのか分からないですけど、ということを思いながらこの15ページを見えています。

【三友主査】

それでは、皆さんの御意見は2)に集約していると思います。一部、1)アンド2)というお話もございましたが、当然、2)の中には1)も含まれているわけございまして、1)だけでは十分でない部分をカバーした2)ということになると思います。これにつきましては、2)を採択することで本ワーキングのコンセンサスとさせていただきたいと思います。

(9) 事務局説明

事務局から、資料12-1に基づき、「(3) インターネット活用業務の財源と受信料制度」について説明が行われた。

(10) 質疑応答・意見交換

各構成員から以下のとおり質疑があった。

【宍戸構成員】

私は、今、事務局に取りまとめている方向性に賛成でございます。また、岸室長から丁寧に御説明いただきましたけれども、最後の点につきましても、ぜひ構成員の皆様で、これで良いかどうかはぜひこの場で御意見を伺えればと思っております。

1点、新聞協会様から、やはりこの種の議論をしていくと、最後、いわゆるネット受信料につながっていくのではないかと御懸念が示されております。この問題につきましては、非常に多くの見方があり得るところでございますけれども、本ワーキンググループでは、1年前の最初の段階から、「ちょっと今そういう状況じゃないよね」ということを前提に、「ネットに接続できれば必ず受信料をNHKが取りに行く」ということを想定せずに、この資料の表現で言いますと、「NHKの放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになる」、「意思を表示する」ところで確認をする、何らかの外形的契機をつかまえて、そこで受信料ないし受信料相当額の負担をいただくということを議論している。ここは一貫してぶれていないところであるだろうと思えます。

私が考えるに、いわゆるネット受信料が仮に必要な場面、そして、それが憲法上も正当化される場面があるとすれば、まさに放送の多元性が根底的に破壊されて国民の知る権利が保てなくなっている、ネットが非常に荒涼とし、公共的な情報がなくなってしまうといった状況になったときに、義務の範囲を強制的に広げてネット受信料にして、NHKに一元的にはないですけどもそれに準ずる形で公共的な情報を担わせるといった場面でない限り、私はにわかに想定し難いと思っております。なればこそ、ここで、NHKにメディア全体を支える先導的な役割としての本来業務化等をさせると同時に、そのメディアの多元性に配慮し、それに貢献するような形での制度設計をワーキンググループとして責任を持って議論しているのであって、何かネット受信料に誘導するというようなことではないし、まさにそうならないようにメディア全体がNHKも含めて協力すべきところは協力して頑張っていたとすることが一番大事だろうと思えます。

そのために、この前のラウンドでございますけれども、必要な競争評価の規律等にも、新聞協会、新聞様や、民放連、民放様には、積極的に参加して、「いや、それはおかしいだろう」と言っておいていただく責務

があるものと私は思っております。

【落合構成員】

基本的な理解については事務局にまとめていただいたとおりに思っておりますが、これまでの議論を踏まえて重要な点としては、やはり実際に外に出ているコンテンツ、外から見えるコンテンツがしっかり有償になる範囲を設定していくことです。有償になるような形でテキスト情報などが出ていくことが非常に重要ではないかと思えますし、また、受信料額についても、最終的にこのワーキングだけで決めることではないだろうとは思いますが、過度に安い金額になってしまうと意味がない部分はあると思えます。それを前提として、この受信料制度を考えていく必要があると思えます。

また、この受信料の制度自体については、何度かこれまでのワーキンググループでも発言させていただきましたが、従来の最高裁判決のフレームワークを踏まえても、やはりネットの受信端末については、必ずしもテレビと同様の放送を受信することを主たる用途としているわけではなく、むしろほかの用途で使われることがかなり多くあります。こういう状況を捉えた上で評価をして、そうであれば、具体的な利用の意思ですとか、それが明確になり、一定の具体的な準備が終わるようなタイミングまで行かなければ義務を発生させるべきではないということで、ここで示していただいたようなダウンロードだけではなくID・パスワード、さらに試用、利用約款への同意といった、こういうプロセスを求めるということと思っております。その意味では、これまでと同様の受信料制度ではありますが、そのときに使っている端末の機能や利用の状況が、単純なテレビと異なる点を評価してこのようになっていると思えます。

ただ、こういった検討を行っていくに当たって、今後、重要になる点としては、テレビの場合では、例えば、昔であれば、お茶の間に置いてあって、同じ世帯の方であれば否が応にも皆見られるような状態になっていることもあったかと思えますが、スマートフォンということになってきますと、もしくはタブレットなどでもそうかと思えますが、やはり違いが生じてくる部分があると思えますので、これらを踏まえて分かりやすい制度を整備していくことは重要だと思えます。今は、テレビの受信契約について、同じ世帯であれば何台であっても受信料は1台分であって、NHKプラスのID一つで機器いくつまで同時視聴できるというようなところを、スマホの単位を基本にして、受信契約の場合において、同時視聴できる人数や端末数を決めていくのが論点になると思えます。

一方で、この同一世帯・同一生計について、情報収集していくことが良いのかどうかですが、一見して分かるような情報が直ちに入手できるのかも含めて、なかなか世帯の単位ということが難しい部分があるとも思えますので、こういった点を捉えて、個人単位での利用が中心になってくる部分を評価して、ぜひ今後議論を行っていただきたいと思えます。

【三友主査】

まさにこれまでの世帯、家計単位の課金から個人をベースとしたものに変化するということですので、その部分をどうするかということは、今後、非常に重要な点であると思います。

【長田構成員】

ここのところも総務省で整理していただいた考え方に賛成いたします。今、落合構成員からもお話ありましたけれども、今までのテレビの受信機での世帯ごとの受信契約とはまた話が違ってきますので、その受信料をどう設定するのかについては、もう少し踏み込んだ検討が必要だということは、皆さんも御承知だと思いますけれども、そういうふうにしていくべきだなとは思っています。あと、蓋かぶせの問題などいろいろ懸念もありますので、そこも含めて、今後、検討が、どこの場になるかですけれども、検討されていけば良いかなと思っています。

【三友主査】

蓋かぶせの件に関しましては別の検討会でも検討中でございます。

【瀧構成員】

本件、総務省さんの整理に賛同しております。私もよく議論の中でしばしば「ペイウォール」という言葉を使うんですけれども、先ほど来の議論でいうと、例えば活字で、今回、ペイウォールの裏側に入りますという情報が出てきたときに、新聞社さんのサイトですと、例えば私は朝日新聞をベーシックコースで購読しているのですが、何もしていないところだと、今すぐ登録するか、ログインするかという画面があって、ログインした後に、「ベーシックコースだと月50本まで読めます」という画面遷移するのですが、これが多分、受信料の場合には通常のペイウォールとは異なる内容になりますので、今後、どういう競争評価上の平仄を取るものかというのは、議論があるのだろうなと思いました。

あともう一つは、これは私自身、そういうIDをユーザーに付与するサービスをやっていて思うことですが、最初はサービスを使うためのIDというように始まる人が多いのですが、本人を認証しているということは、結構ほかにもいろんな便利な用途が生まれることがありまして、例えば、ほかの類似サービスにログインをするために使うみたいなことがありますし、場合によっては、お金を払う契約をNHK IDに束ねるみたいな機能もいずれ出てくるのかもしれないと思っております。当然、業務範囲に謙抑的に見る必要があるというところが出てくると思うのですが、このIDを付していくことの意味は、割と頻繁にチェック・アンド・バランスが利く必要があるのではないかと。場合によっては、それはより効率的な業務を営むためにリバイスする必要があるのかもしれないと思っております。ちょっと風呂敷を広

げてしまうのですけれども、そういう意見を持ちました。

【大谷構成員】

事務局の資料には今までの議論を丁寧にまとめていただいたので賛同しているところですが、それ以外の点で、落合構成員、それから長田構成員から、新たな受信料制度を考えたときに、今までの世帯単位の受信料の契約と、スマホ単位の受信契約の在り方ということについてお話が出て、私自身もちょうどその点について思いを巡らせていたところでしたので、恐らく、これから必須業務化し、受信料制度というのを見直されることに伴って、多くの方が疑問に思うポイントの一つではないかと思っております。

この場合に、これまでの受信料制度に関する最高裁判決などの趣旨も踏まえて、どういった受信料の金額、それから制度にしていくのが妥当なのか、視聴者にとって分かりやすい制度にさせていただく必要があると思っておりますので、これまでいただいている問題提起については、詳細に検討していく必要が私もあると考えております。ゆくゆくは、テレビを見る世代等の世代交代というのが進んでいくと、スマホアプリ系の契約というのが主流になってくる可能性もあるのかもしれないので、将来にわたって末永く利用できる制度を考えていく必要があるのではないかと考えております。

【林構成員】

ここも私は事務局の整理に賛同でございますけれども、ちょっと法的にテクニカルな点について、事務局の方に詰めをお願いしたいと思います。「NHKの放送番組を視聴する意思が外形的に明らかになるような行為」についてですけれども、資料では、アプリのダウンロード、ID・パスワードの取得・入力、それから3つ目として一定期間の試用と利用約款同意という、3つの行為が例示されておりますが、ここはほかの構成員の先生方もおっしゃったように、できる限り現行法と整合的な形で法的整合性を図っていただきたいと思っております。受信契約締結義務という現行法において、受信設備を設置した段階で義務を負うという構成になっているわけでありまして、その受信機を設置した者は受信契約を締結するという黙示の意思表示があったと擬制するというような形で、ある種、意思主義的に説明する現行法の建前からすると、その約款の同意という明示の意思表示まで必要かどうかというのは検討を要すると思っております。もし黙示の意思表示を超えて明示の意思表示まで要するということであれば、スマホという多目的用途だからという説明だけではやや不十分かなと思っております。いずれにしても、その辺り、細かい話ですけれども、現行法とできる限り整合性を持った形で説明がつくような形でお願いできればと思います。

【内山構成員】

私も基本的には18ページに関して賛成でございます。もともとこのWG、一つのアジェンダとしてあったのは、テレビを持たないNHKプラスを前向きに契約したい人たちの救済だったと思いますので、それが満たされるという意味においては当然ながら認めるものでありますし、どこかの回で言った記憶があるのですけれども、一種の第2種価格差別か第3種価格差別の中でやるというのが、多分、経済学のセオリー的には妥当なのだろうなと思います。ただ、このケースは、数量というよりは恐らくは設備云々で来るので、第3種なのかなという思いは正直あります。

あと、ずっと個人か世帯かという話が出ていて、「ああ…」と思っていたのは、テレビを持たずにコンピュータ系だけというケースに関しては、もう個人でいかにざるを得ないでしょうね。パスワードシェアリングをやると、Netflixもそうだったのですが、いろいろ不正利用の温床になってしまうので、それはやめましょうねということだと思っております。ただ、既にテレビの契約があって、その中でNHKプラスもという方に関しては現行のままで良いと思うので、そこは触らないように何かうまく制度的には作っていけば良いのかなと思う次第でございます。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

新聞協会の梅谷でございます。今までの議論を聞いておまして、テレビを持っていない人がインターネットで放送番組と同じものを視聴するときの費用負担と、それが事実上、今の受信契約の概念、要するに、特殊な負担金という概念で、それを必須業務に対して負担するという法的な根拠なんですけれども、結局、法的な根拠といいますと、この8ページの「放送法第20条第5項の趣旨を踏まえつつ」、ここにさかのぼると思います。「趣旨を踏まえつつ」という言い方がそもそもちょっと苦しいような感じがしています。趣旨じゃなくて放送法第20条第5項を適用できないのかというのは、そもそも放送という概念にこのユニキャストのインターネットが入らないからですよ。当然、釈迦に説法ですけれども、有線テレビとかIPマルチキャストとは違うわけですから、放送という概念に入らないわけです。ここを例外的に、「趣旨を踏まえ」ということで、あまねく義務というものをネットの世界にも適用しましょうということなわけですよ。ただ、ネットの世界では、NHKって特殊な事業をやっているわけじゃなくて、インターネットであれば、民放でもNHKもあまねく伝えられるわけです。例外的にそれを「あまねく伝える」の延長上としてやろうということですが、これは同じことを民放に適用されて民放が規制されちゃ困るので、例外的にNHKだけ適用するということで、例外に例外を重ねていると思います。特殊な負担金の特殊法人というのは、テレビの場合は、NHK受信契約を、最高裁判決でテレビを契約しないと民放も見られませんか、NHKを支えとともに放送制度全体を、放送村全体を支えるという趣旨もよく分かるんですけれども、ネットの世界って特にNHKだけがあまねく義務を負っているものでもないですし、NHKプラスに契約すれば民放を見られるというものでもないですし、そこは特殊な負担金なのか、視聴の対

価なのかという区別と、放送法のどこの条文を根拠としてやっているというところが非常に不明確な気がします。これは総務省、事務局の方なんではないでしょうか、分かりやすく教えていただければと思います。

【岸放送政策課室長】

事務局でございます。梅谷さんの御質問の趣旨を捉え切れていない可能性が高いので、もう一度お願いできますでしょうか。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

8ページの「放送法第20条5項の趣旨を踏まえつつ」というところが、必須業務化したときに、テレビを持っていない人に対しても、今の受信料制度、要するに受信契約、視聴の対価じゃなくて特殊な負担金という形で求めるという法的な根拠だと思います。要するに視聴の対価ではなくて、特殊法人NHKと、ひいては放送制度全体を支えるという特殊な負担金として、テレビを持っていない人に必須業務としてネットで伝えたときに費用負担を持っていくと、法的根拠はここにあると思いますが、これがまさに第5項を「適用する」じゃなくて「趣旨を踏まえつつ」と書いてあるところがちょっと苦しいかなと思っています。法的な根拠としてこれは、要するに、法制局を通るんですかという話なんです、その辺り、御見解を伺えればと思いますけれども。

【岸放送政策課室長】

8ページの「20条5項の趣旨を踏まえつつ」というのは、このときの説明でも申し上げましたとおり、つまり、全国どこにいてもネットを利用できる環境にある方であれば、その人がNHKの放送番組をテレビを持っていなくても見たいと思ったら、提供しなければいけない義務を課す、これが必須業務だということを言わんとするために、ここに20条5項を引いております。この「趣旨」と書いているのは、放送は受信できるように措置しなければならないということの中に、放送の設備をしっかりと整備するということが含まれるわけですが、ネットに関してはそこまで義務を負わせることにはならないだろうという意味で「趣旨」という書き方をしている。費用負担の性格というのは、まさに必須業務として提供することになるインターネット活用業務に対して、テレビを設置したのと同じ環境になった人から、その人に必須業務として提供する、そのことに対していわゆる御負担をいただく。その性格はまさに64条のテレビ受信機を設置した者と同じだろうと。したがって、今のテレビ受信料制度と同じ特殊な負担金という性格で、放送全体のためにも使っていけるお金として位置付けることが良いのではないかと。これがワーキンググループでの御議論であったと、このように整理をしております。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

分かりました。今のお話ですと、やっぱりテレビを視聴している人に対しては受信環境を整えなければいけない。これは当然、設備コストがかかりますよね。民間は努力義務だけど、NHKは義務だから設備コストがかかるので、そのために特殊な負担金を払うというのは分かるんですよ。インターネットの場合は、別に特別な受信環境を整える設備コストもかかりませんし、あまねく義務といっても、民間もあまねくインターネットで伝えられているわけですから、ネット空間においてNHKだけが特殊な存在であり、特殊な事業をやっているということにはならないと思います。それをここの拡大解釈であまねくということもネットにも適用しているのかなと思ったんですけども、要するに、そういうあまねく義務がないのであれば、イコール特殊な負担金に放送法上なるのかどうかというのはちょっと疑問だったんですけど。

【岸放送政策課室長】

今後、もし法制化するとなれば、当然、法制局との議論というのも始まると思うのですが、まさに必須業務というところが民放などとの一番の違いになるのだと思います。つまり、NHKは求められたら拒むことができない責務ということになる。「行うこと」をまさに義務付けられている業務と位置付けるが故に、特殊な負担金の性格として、その費用を御負担いただくという整理が良いのではないか、このような御議論という整理をさせていただきます。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

おっしゃったことは、放送法の中で、放送という概念の中での話だと思いますけれども、放送の概念というものを変えるということですか。

【岸放送政策課室長】

そこまでを申し上げたつもりはございません。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

でも、この問題は先ほど受信料の見直しというお話も出て、私も非常に重要な問題だと思います。放送法の根幹に関わってくるのだと思いますので、ここもやっぱり十分議論して、ちゃんと法制局を通るように議論した方が良くないかと思ひまして発言させていただきました。よろしくお願ひします。

【三友主査】

今後の法制局との議論に任せるような形になるかと思えます。

【穴戸構成員】

今、新聞協会、梅谷さんから非常に重要な御指摘があったと思えます。法制的な話だけではなくて、本質的な考え方の問題として、NHKの業務を全体として支える、そしてまた、それを通じて二元体制、放送の在り方全体を支えていくものとして、受信料の在り方を見直していく。その外側に、それと連続するものとして受信料相当額の負担を作っていくということをこの場で議論してきたのではないかと思えます。必須業務として、一定の放送並みのクオリティーのコンテンツを日本全国あまねく、まさに必須業務として義務として出していくためには、例えば、コンテンツデリバリーネットワークサービス（CDN）と契約して、しっかり出していく。それがインターネット上の、あるいは通信インフラ上の問題でなくて、NHKの側の言わば落ち度で届かないということになれば、これはいわゆる放送事故に等しい事態になりますので、そこはかなりのエネルギーを投入することに、当然にNHKはなるだろうと私は思います。

また、今の議論が、NHKの外での放送概念を変更するということになると、これは民間放送もそうですし、そもそも放送と通信、放送と電気通信の垣根、我が国の基本的な情報法制の根幹を揺るがすものになりますので、これはかなり慎重な規律が必要だろうと思えます。ですので、今のまま20条5項が立つということは、私はあり得ないと思っております。例えば、協会についてだけ特別な放送、協会特別放送であるとか、協会放送とか、特別な定義をするとか、20条5項とは別に、インターネット配信を本来業務とした場合にも、20条何項なのか20条5項の2なのかかもしれませんけれども、途切れないようにあまねくやりなさいとか書くとか、いろんなことがあり得るだろうと思えます。すみません、法制的に細かいことにまで立ち入ったような気もいたしますが、しかし、これは本質的に重要な御指摘でありましたので、一言、構成員の意見として申し上げました。

【林構成員】

先ほどの新聞協会様とのやり取りを聞いていて少し感じたのですが、今回の制度改正というのが、受信契約締結義務という現行法の根幹から、受信料支払い義務といったかたちに費用負担の法的性格が変容するということがない、ということは、事務局において強調しておいていただきたいなというふうに思います。そうしないと、何か間違った方向に議論・誤解されるとあれなので、そこを、もうちょっと説明の仕方の工夫をお願いできればと思います。

【落合構成員】

今、林先生がおっしゃられた点は非常に重要だと思えます。私も先ほど発言した際も、今回の議論が最

高裁判決の延長線上でどう捉えられるのかというコメントをしたつもりでしたので、ぜひ事務局においてしっかり整理をしていただければと思います。

また、放送の定義をインターネットにおいて拡張することは、私の方で以前申し上げましたが、やはり民放事業者の方々にとって過大な義務になるおそれもあると思います。新聞の方々においても始まったばかりの取組というお話がありましたが、民放の方々にとっても、T V e r等でキー局の方々が乗り入れをされる状態になったのも比較的まだ新しいところだと思っております。そういう中では、まずはネットに進出していただけるような環境をとにかく整備していくことが、このワーキンググループだけに限らず、デジタル時代の放送の検討で中心的な内容だと思っております。その点については、法制上の書き方は最終的に、宍戸先生からも御指摘ありましたが、法制局と調整して技術的に定めていくことであろうと思いますが、今申し上げたような基本のコンセプトはずらさないように整理をしていただければと思います。

【山本主査代理】

先ほど来の議論ですけれども、まず、今回の議論は、私は放送の定義自体を変えるという議論をしているわけではないと理解しております。その上で、先ほど指摘があったとおり、NHKは特殊法人で、法的に組織の性質が民間の放送事業者等とは異なります。放送法と結びつけて言うならば、放送法はNHKの設置根拠となる法律でもありますので、むしろそちらの方の筋から、今回、制度を変えていくという議論になっているかと思えます。

それから、特殊な負担金という点ですけれども、特殊な負担金は、結局、受信をする可能性がある環境にある人に負担をいただくというものであって、さらに具体的にどのような制度を組むかに関しては幅があります。今回の議論は、この幅の中で、視聴者の意思を重視するという選択をするものであって、私はそれに賛成です。それは結局、NHKに受信者に向き合っていただき、NHKに受信者の支持を得られるように努めていただくために、受信する人の意思を重視するというものであって、現行法とも整合的ですし、あるいは、新たにネット業務の必須業務化という制度を導入する際には必要なことではないかと思えます。

【三友主査】

皆さんに大変精力的に御議論いただきまして、この件につきましては、事務局の資料に記載されている内容で本ワーキンググループのコンセンサスが得られたと思います。ただし、いろいろな考慮すべき条件がありますので、その点についてはまた、今後の資料の中に書き込んでいただければと思います。

今日用意いたしました内容につきましては、これまで12回、このワーキンググループ会合を重ねておりまして、その中で大変ニュートラルで、かつ丁寧に議論をしていただいたと思います。本ワーキングにおきましては、十分な議論を通じて一定のコンセンサスに至ったと理解しております。

最後ですが、これまで、この会議に構成員以外として御参加いただきましたNHK、そして日本民間放送連盟、そして日本新聞協会メディア開発委員会の皆様から、もしよろしければ御発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

【日本放送協会 根本理事】

発言の機会をいただきましてありがとうございます。本日も大変貴重な議論をありがとうございました。課題はいろいろあると思いますが、繰り返しになりますが、NHKとしましては、新聞・民放という伝統メディアとともに、信頼できる多元性を確保しつつ、放送同様の価値をインターネットで提供することで、情報の社会的基盤の役割を果たしていければと思っております。何卒よろしく申し上げます。ありがとうございました。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

本日は冒頭に発言の機会をいただき、本当にありがとうございました。テレビを持っていない方にインターネットでNHKの情報コンテンツを見せることが一番の眼目だったと思います。そのために受信料相当額を徴収しなければならないし、そのためには必須業務化が必要だという、そういう流れなのだろうと私は理解をしています。本日の一番最後は、時々見られなくなる公共放送というのが本当にあるのだろうか、それで受信料を取っても大丈夫なのだろうか、私はそんなふうに聞こえました。非常に難しい問題だったと思いますが、引き続き御議論いただければと思います。今日はどうもありがとうございました。

【日本新聞協会メディア開発委員会 梅谷委員】

今日は、お時間がない中、たくさん発言させていただきまして、ありがとうございます。構成員の議論の中でも出たとおり、受信料制度は今後見直していかなくちゃいけませんし、放送法のやはり根幹に関わるような改正にひょっとしたらなってくるかもしれない。今、民放連の堀木さんがおっしゃったとおり、公共メディアの在り方として、あまねく途切れないでやっていくと、そういう問題もありますし、非常に重要な問題がやっぱりあることは今日の議論で改めて明らかになったと思います。我々は前から主張していますとおり、こういったことと必須業務化とはセットで議論しなくちゃいけないということで、必須業務化に反対ということを申し上げています。今日は非常に有意義な議論だったと思うのですが、

この議論をぜひ深めることによって、本当に必須業務化なのか、そうじゃないのか、あるいはNHKのあまねく義務、これはネット空間においてどういうふうを考えるべきなのか、それと受信料制度、負担の在り方ですね、これは是非もっと議論を深めていただきたいと。日本新聞協会としては、まだその途上にあるという認識ですので、ぜひよろしく願いいたします。

【穴戸構成員】

今、新聞協会様から幾つか非常に重要な論点がある、まだまだちゃんと議論してほしいという御指摘をいただきました。これは重たい御指摘だと思います。ただ、私としましては、前回、それから今回議論してきた点につきましては、主査がおまとめいただきましたとおり、少なくともワーキンググループとしての認識は、私も全面的に賛成するか、いろいろ議論を伺っていて、全体のコンセンサスでこれなら私も賛成ですというものも含めて、コンセンサスが得られてきたと思います。1年間にわたって、まさに新聞協会様、民放連様の御協力を得て議論してきた結果、特に今日は具体的に踏み込んだ議論ができたと思います。ここで1回、ひとまず御議論としては取りまとめつつ、しかし、まだおっしゃるとおり残された課題がありますので、その先、とりわけ競争評価等のガバナンス、モニタリングの仕組みについては、新聞協会、それから民放連様から引き続き、我々以上に御意見、御指摘をいただいて制度設計していくことが必要かと思えます。

もう1点だけ併せて申しますと、この2回くらいの議論は、責任を持って制度の根幹を作るという観点から、意見の対立がまだ構成員の間でも見られた論点について、それを順番に取り上げて議論するという形を取ったものと思います。今の全体のデジタル空間における言論の問題、そしてメディアの自由と多元性、国民の知る権利に奉仕する、充実させる役割が、これほど重大になってきている時代はないという認識を踏まえて、まさにメディアの多元性を侵害しないような形で、しかし、基本的な情報を届けさせるNHKの役割は果たさせ、それをいわばほかのメディアにも貢献する、お返ししていくという全体像を、この1年間をかけて議論してきたと私は理解をしております。構成員の皆様の発言も、議事録を振り返ってみますと、そういった観点からのものが多かったと思います。つきましては、主査御指導の下で事務局において報告書をお書きになる際に、そういった骨太な全体像を踏まえた上で、各論点についてはこういう議論があって、こういう合意があって、今の段階でのワーキンググループの認識としてはこうである、さらに議論していくということを書いていただければと思います。これは要望でございます。

【長田構成員】

新聞協会さんからは、まだまだ課題があるのだから、より丁寧な議論を、というお話がありましたけれども、私は、今の段階でこの合意できたところを、まずかっちりと固めて、そして課題がたくさんあるこ

とは今までもはっきりしているわけですので、次の一步に進むためにも、ここで皆さんの意見は合意したわけですので、次に進めていただきたいなと思います。そうしないと、課題の解決も見つけることが難しくなると思いますが、これまでの非常に濃密な議論というのがまた同じことを繰り返さなければいけなくなるというふうにも思いますので、是非一步進めていただきたいと思っています。

【落合構成員】

最後に新聞協会様の方と議論があった点は重要な点と思いますが、一方で、元々「あまねく」という制度があったのも、家庭に1台1台必要があるかどうかを踏まえ、あまり必要ではないと思われるような家庭にまでテレビを置いていくことをあまねくだと言っていたわけではなかったと思います。つまり、そこにテレビ設備があって、受信し得るような物理環境があれば、そこで見られるようにしていくことだと思っております。

ただ、放送法の中では、あくまで伝送路が一つ重要な制度上の役割になっておりましたので、あくまでテレビということに、電波に着目して議論になっていたと思います。今回、通信の世界においても検討していくときに、受信し得るようなスマートフォンや、端末側の環境がどうなるのかはやや違うと思います。それについての評価の基礎に必要な議論は今までにされてきたと思っておりますし、その中で、テレビとスマートフォン等の特性の違いというのを考えながらであると思います。

現行の制度は維持をしつつ、あまねくについては、必要な通信の受信環境を持っていて一定の行動を行っている方に提供していくという議論の部分では、新聞協会様が言われた中で重要な論点と言われる部分の中の根幹的な部分については、既にある程度整理がされていると思います。もちろん、技術的に今後詰めていかなければならない点や、法制局との調整、さらに詳細化はあろうかと思っておりますけど、まずは一つ合意ができたところで固めて、しっかりワーキングの当初にいただいた御質問に対する回答も返させていただきつつ、また、さらに今後も議論は様々な形で続いていくと思いますので、そういった形で議論を行っていくことを前提にして、取りまとめを今回までの内容で進めていただけると良いのではないかと思います。

【三友主査】

よろしいでしょうか。それでは、以上をもちまして本日の議論を終了したいと思います。これまで12回にわたりまして議論を重ねていただきまして、改めて構成員の皆様の御尽力に感謝申し上げます。さらには、NHK様、そして民放連様、そして新聞協会様、我々のこの議論の中にいろいろな情報、そして御意見をいただきました。それらを参考にしながら今後も議論を進めていきたいと思っております。

まだまだ議論が足りないという御意見もございますけれども、やはり議論をするには軸となるものが

必要でありまして、ピボットをこの辺りでやはり作っておく必要があるだろうと思います。今回の検討項目に関するワーキンググループとしてのコンセンサスが得られましたので、その内容に基づいて、本ワーキンググループとしての取りまとめ案の作成を事務局においては進めていただきたいと思います。

本日の議論、以上となりますが、事務局から何かございますでしょうか。

【岸放送政策課室長】

事務局でございます。本日は、皆様、活発な御議論ありがとうございました。今、三友主査から御指示いただきましたとおり、本日確認いただきました方向性を踏まえまして、本ワーキンググループの取りまとめ案を作成してまいりたいと思います。次回の第13回会合の日程につきましては、現在調整中でございます。追って構成員の皆様にお知らせすることといたします。

【三友主査】

大変長い時間にわたりまして、ほぼ3時間にわたる会議になってしまいましたけれども、それだけ今日の会議が重要であったということだと思っております。以上をもちまして、公共放送ワーキンググループ第12回会合を閉会いたします。本日は長い時間ありがとうございました。

(以上)